

療育福祉センター(肢体不自由児施設)の あり方の方向性

1 医療機能・入所(入院)機能の見直し

① 医療機能の確保

- ・ 19床の有床診療所化
- ・ 民間病院等と連携して、県内の肢体不自由児・者に対する医療を確保
- ・ 医師確保の取組みの継続

② 入所(入院)機能の見直し

- ・ 母子入所やリハビリのための入院機能は引き続き確保
- ・ 長期入所については、重症心身障害児施設等と連携して対応
- ・ 短期入所や日中一時支援は継続して実施

2 在宅支援の強化

- ① 在宅の肢体不自由児に対する発達支援
(肢体不自由児通園施設の設置)
 - ・ 集団保育でのリズム遊びや感覚遊びなどを通じて、子どもの発達を支援
 - ・ 家庭での訓練方法に対する指導や障害のある子どもへのかかわり方への助言などにより、子育てを支援
 - ・ 地域の保育園・学校等に対する専門的な助言・指導
- ② 地域の医療機関との連携強化
 - ・ 身近な地域の医療機関で専門的な訓練が受けられるよう、連携を強化
- ③ 在宅の肢体不自由児の家族に対する支援
 - ・ 短期入所や日中一時支援は継続して実施(再掲)